

令和7年4月～令和8年3月の間に初めて
学び直し支援金を申請される方へ

学び直し支援金のお知らせ

～再入学された方への授業料支援～

- 高等学校等を中途退学した方が、再び高等学校等で学び直す場合に、高等学校等就学支援金の支給期間終了後も卒業するまでの間の最長2年間（全日制課程の場合は最長1年間）、「学び直し支援金」が支給されます。
- 「学び直し支援金」は、就学支援金と同様、授業料と学び直し支援金を相殺することで、授業料の負担がなくなります。

対 象 者

次のすべてに該当する方

- ① 高等学校等を退学したことがある方
- ② 高等学校等を卒業又は修了していない方
- ③ 高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制及び通信制は48月）を超える方
- ④ 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した方（就学支援金制度の対象者であった方）
- ⑤ 通信制課程においては、卒業に必要とされた単位として認定を受けた単位数、就学支援金の支給単位数及び学び直し支援金の支給単位数の合計が74単位を超えていない方

提 出 期 限

就学支援金の受給が終了する翌月末

提 出 書 類

高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請書

【問合せ先】神奈川県立〇〇〇〇〇〇学校 事務室 （電話）***－***－****